

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○住宅組合法施行細則を廃止する規則

(住宅課)

一

訓 令 甲

○住宅組合法施行細則取扱手続を廃止する訓令

(住宅課)

一

告 示

○形質変更時要届出区域の指定

(環境対策課)

一

○知事指定薬物の指定の失効

(薬務課)

三

○保安林の指定の予定(三件)

(森林整備課)

三

○道路の区域変更

(道路課)

四

○道路の供用開始

(同)

四

○廃川敷地等の発生

(河川課)

四

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(大河原地方振興事務所)

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(行政経営推進課)

五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

(精神保健推進室)

六

づく指定自立支援医療機関の指定

(同)

六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

(同)

六

く指定自立支援医療機関の指定の辞退

(契約課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(警察本部会計課)

八

規 則

住宅組合法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

住宅組合法施行細則を廃止する規則

住宅組合法施行細則(大正十年宮城県令第六十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十一号

住宅組合法施行細則取扱手続を廃止する訓令を次のように定める。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

住宅組合法施行細則取扱手続を廃止する訓令

住宅組合法施行細則取扱手続(大正十年宮城県訓令第四十四号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和四年七月八日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、形質変更時要届出区

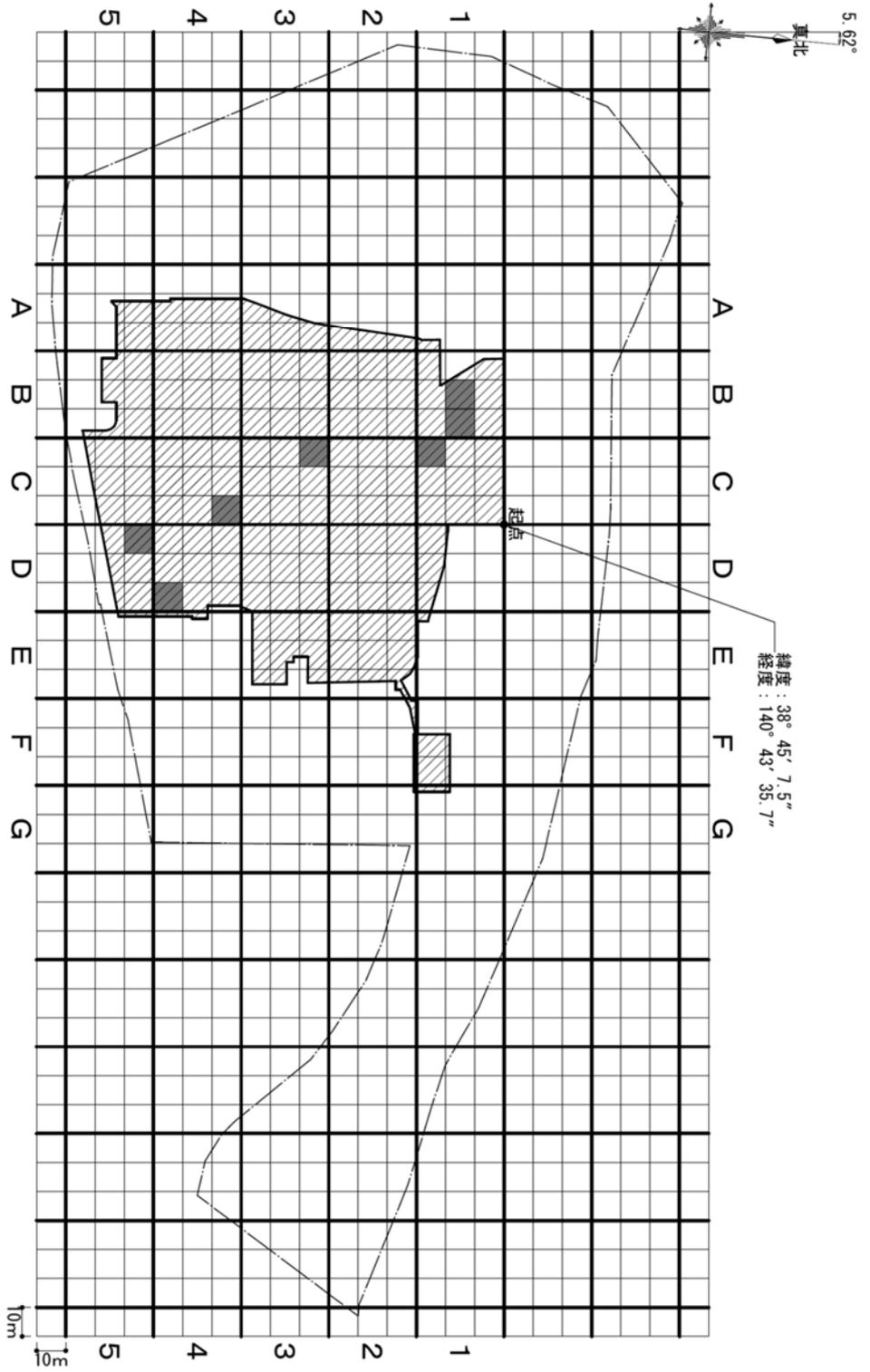
域として、次のとおり指定する。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市鳴子温泉字末沢一番地の一部とし、次の図のとおりとする。



| 凡 | 例 |
|---|------------|
| | 形質変更時要届出区域 |
| | 調査対象地 |
| | 敷地境界 |

＜起点＞
 起点は、調査対象地の北端とする。
 ＜格子の回転角度＞ $5^{\circ} 6' 2''$
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

○宮城県告示第五百十六号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)

第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

化学名 ニー(エチルアミノ)ーニー(三ーメチルフェニル)シクロヘキサンーオン及びその塩類(通称名:DMXE、Deoxy methoxetamine)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われた日

令和四年七月八日

○宮城県告示第五百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎明神沢一の一、一の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉保田崎九の一(次の図に示す部分に限る。)、鴻ノ巣九の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

保田崎九の一・鴻ノ巣九の一〇(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉鴻ノ巣八の九、八の一四（次の図に示す部分に限る。）、一〇
 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。
 鴻ノ巣八の九、八の一四・一〇（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年七月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|------------------------------|--|-------|-----------------|-----------------|
| 気仙沼市外浜八七番四地先から 同市外浜無番地先まで | | 前 | 四・九 八・六 | 八二・三 |
| | | 後 | 四・九 一九・〇 | 七二・七 |

○宮城県告示第五百二十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年七月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|------------------------------|---------------|
| 県道 | 大島浪板線 | 気仙沼市外浜八七番四地先から 同市外浜無番地先まで | 令和四年 七月二十日 |

○宮城県告示第五百二十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 河川の名称
 二級河川七北田川水系要害川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
 令和四年四月十二日
- 三 廃川敷地等の位置
 仙台市泉区市名坂字南前百二番
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
 土地 百九十四・二四平方メートル

○宮城県告示第五百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年七月八日

宮城県大河原地方振興事務所

一 就任した者
所長 志 賀 慎 治

| | | | |
|------------|--------|--------------------|-----|
| 就任年月日 | 氏名 | 住 所 | 役職名 |
| 令和四年六月二十七日 | 面川 義明 | 角田市岡字深町六十七番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 佐藤 幸治 | 丸森町大内字桜田四十二番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 遠藤 裕一 | 角田市稲置字堂下六十三番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 鈴木 榮次郎 | 角田市豊室字沼下二十六番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 柄目 利徳 | 角田市横倉字金谷九十六番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 遠藤 信悦 | 角田市枝野字長沼四番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 秋葉 修一 | 角田市尾山字上日向二十四番地二 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 星 光彦 | 角田市藤田字六角四十一番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 宍戸 良一 | 角田市坂津田字池田四十六番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 齋藤 一郎 | 角田市佐倉字萱場上七十二番地二 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 馬場 二茂 | 角田市神次郎字東高野三番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 日下 徳彦 | 角田市毛萱字万平十番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 森 正之 | 丸森町小斎字二ノ迫三十六番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 長谷部 公雄 | 地 丸森町館矢間山田字土手添六十一番 | 理事 |
| 令和四年六月二十七日 | 只野 純一 | 角田市島田字光目内八番地 | 監事 |
| 令和四年六月二十七日 | 星 晋一 | 角田市枝野字上沼尻五十五番地一 | 監事 |
| 令和四年六月二十七日 | 荒川 隆 | 東京都豊島区千川二丁目四番地十二 | 監事 |

二 退任した者

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

| | | | |
|------------|--------|--------------------|-----|
| 退任年月日 | 氏名 | 住 所 | 役職名 |
| 令和四年六月二十六日 | 亀谷 久雄 | 角田市尾山字横町十六番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 面川 義明 | 角田市岡字深町六十七番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 佐藤 幸治 | 丸森町大内字桜田四十二番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 鈴木 榮次郎 | 角田市豊室字沼下二十六番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 柄目 利徳 | 角田市横倉字金谷九十六番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 笠松 義之 | 角田市枝野字笠松八番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 佐藤 勇藏 | 角田市藤田字是人二十五番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 渋谷 克彦 | 角田市坂津田字北向六十八番地一 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 齋藤 一郎 | 角田市佐倉字萱場上七十二番地二 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 遠藤 良夫 | 角田市江尻字東浦三番地一 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 遠藤 裕一 | 角田市稲置字堂下六十三番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 鈴木 昭一 | 角田市稲置字館下二十三番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 森 正之 | 丸森町小斎字二ノ迫三十六番地 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 長谷部 公雄 | 地 丸森町館矢間山田字土手添六十一番 | 理事 |
| 令和四年六月二十六日 | 只野 純一 | 角田市島田字光目内八番地 | 監事 |
| 令和四年六月二十六日 | 馬場 二茂 | 角田市神次郎字東高野三番地 | 監事 |
| 令和四年六月二十六日 | 高橋 早苗 | 角田市横倉字金谷三十一番地十六 | 監事 |

公 告

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 自動車賃貸借 二十三台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部行政経営推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年三月二十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 住友三井オートサービス株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目二十番二号
- 五 落札金額 四千九百二十五万三千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年三月十一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------|-----------------|-----------|
| しんりふ調剤薬局 | 宮城県利府町利府字新屋田前二二 | 令和四年七月一日 |
| ささき薬局 | 加美郡加美町字屋敷二番二番地 | 令和四年七月一日 |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|-----|---------------|-----------|
| | 宮城県知事 村 井 嘉 浩 | |

ささき薬局

加美郡加美町字屋敷二二二

令和三年三月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量 電波暗室測定システム 一式
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 令和五年三月十七日（金）
 - 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター（宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年七月二十二日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年七月二十二日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年七月二十二日（金）午前九時から令和四年八月二日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年八月二日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に開し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年八月五日（金）午前九時から令和四年八月十九日（金）午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年八月十九日（金）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年八月二十二日(月) 午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Electromagnetic anechoic chamber measurement system (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 17, 2023 (Fri.)

3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid Submission : August 19, 2022 (Fri.), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和四年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察本部交通管制システム上位装置賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年六月二十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東京センチュリー株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号

五 落札金額 一億四千二百三十一万五千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年五月十三日